

自家用電気工作物保安管理業務委託 08-G104-Y1 特記仕様書

1 適用

この仕様書は、秋田地域振興局建設部が管理する次の施設における自家用電気工作物保安管理業務（以下「業務」という）について定める。

業務の履行にあたり、一般事項については、「秋田県建設部共通仕様書〔設計業務等編〕令和7年10月1日以降適用」（以下「共通仕様書」という）を準用する。

2 業務履行場所

| | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 外旭川地下道排水ポンプ | 秋田市外旭川地内 |
| (2) 椿台地下道 | 秋田市雄和椿台地内 |
| (3) 手形トンネル | 秋田市新藤田地内 |
| (4) 広面1号地下横断歩道 | 秋田市広面地内 |
| (5) 下北手地下横断歩道 | 秋田市下北手地内 |
| (6) 道の駅五城目 | 南秋田郡五城目町富津内下山内字上広ヶ野 76-1 |

3 業務履行期間

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

4 電気工作物の概要（詳細は添付図面参照）

(1) 外旭川地下道排水ポンプ (需要設備)

| 受電電圧 | 設備容量 | 使用期間 | 備考 |
|------|--------|------|----|
| 高圧 | 182kVA | 通年 | |
| 予備発電 | 170kVA | 通年 | |

(2) 椿台地下道 (需要設備)

| 受電電圧 | 設備容量 | 使用期間 | 備考 |
|------|--------|------|----|
| 高圧 | 150kVA | 通年 | |

(3) 手形トンネル (需要設備)

| 受電電圧 | 設備容量 | 使用期間 | 備考 |
|------|-------|-------------|---------|
| 高圧 | 85kVA | 通年 | トンネル内設備 |
| 低圧 | 44kVA | 12月1日～3月31日 | 融雪設備 |

(4) 広面1号地下横断歩道（需要設備）

| 受電電圧 | 設備容量 | 使用期間 | 備考 |
|------|-------|------|----|
| 低圧 | 14kVA | 通年 | |
| 予備発電 | 17kVA | 通年 | |

(5) 下北手地下横断歩道（需要設備）

| 受電電圧 | 設備容量 | 使用期間 | 備考 |
|------|-------|------|----|
| 低圧 | 13kVA | 通年 | |
| 予備発電 | 17kVA | 通年 | |

(5) 道の駅五城目（需要設備）

| 受電電圧 | 設備容量 | 使用期間 | 備考 |
|------|-------|------|----|
| 低圧 | 40kVA | 通年 | |
| 予備発電 | 20kVA | 通年 | |

5 業務内容

(1) 定期点検

定期点検として、月次点検及び年次点検を実施するものとする。内容は次のとおり。

ア 月次点検

主として運転中の施設の点検及び試験などを別表「巡視、点検項目表」により行うものとする。

イ 年次点検

主として施設の運転を停止して点検及び試験などを別表「巡視、点検項目表」により行うものとする。この場合、月次点検も併せて行うものとする。

(2) 臨時点検

臨時点検は、施設に異常が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合に行うものとする（必要の都度）

また、指示計器及び高圧機器の絶縁油の点検等も行う。（必要の都度）

(3) 不良箇所改修の指導助言（必要の都度）

(4) 事故発生時の応急処置の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導

（必要の都度）

(5) 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導（必要な都度）

(6) 電気関係法令に基づく立入検査の立会（必要な都度）

6 提出書類

次の書類を記載の期限までに提出するものとする。その他の書類については、共通仕様書の規定を準用するものとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 業務計画書 | 1部 (契約締結後速やかに) |
| (2) 点検報告書 | 1部 (各点検の都度速やかに) |
| (3) その他必要な書類 | 監督職員と協議により決定 |

7 業務を実施する者の資格

電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に該当すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

自家用電気工作物保安管理業務委託 08-G104-Y1 現場説明書

1. 必要書類の作成について

外部委託承認申請や保安規定届出書等、経済産業省への提出が必要な書類の作成業務も含まれるものとして見積もって下さい。

2. 下請負の禁止

本業務での下請負は契約書により禁止されております。